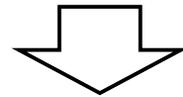


市民と議会のわがまちトーク（福祉健康委員会）

「高齢者の自立と生活支援サービスの充実について」

【舞鶴市の高齢者の現状】

- 本市における全人口(2020年)は80,957人で、高齢者は25,714人、高齢化率は31.8%と国（28.4%）や府（29.0%）よりも高い値で年々増加している。
- 本市における将来人口推移は、2023年（令和5年）には全人口が75,893人まで減少し、高齢化率は33.4%と予測されている。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、**国民の医療や介護の需要がさらに増加**することが見込まれており、本市においても、2025年（令和7年）には、**高齢化率は33.9%、団塊の世代が75歳に達する後期高齢化の割合は21.6%**となる。
- さらに、2040年（令和22年）には、**高齢化率が38.9%、後期高齢者の割合は23.3%、そのうち85歳以上の高齢者が10%を超える**と予測されている。



高齢者の健康づくりと、たとえ介護が必要となっても住み慣れた地域や自宅で、その人らしい生活を送ることができるよう、①生活支援、②医療、③介護、④予防、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化、推進に向けた取り組みを進める

【地域包括ケアシステムにおける役割】

①いつまでも自立して元気に暮らすために・・・

⇒ 生活支援・介護予防、いきがづくり

(老人クラブ、自治会、地域支え合いサポーター、ボランティア等)

②独り暮らしの〇〇さん、最近顔を見ないけど・・・

⇒ 見守り (民生児童委員、地域包括支援センター)

③安否は確認出来たが、身体の調子が悪そう・・・

⇒ 治療 (病院、かかりつけ医)

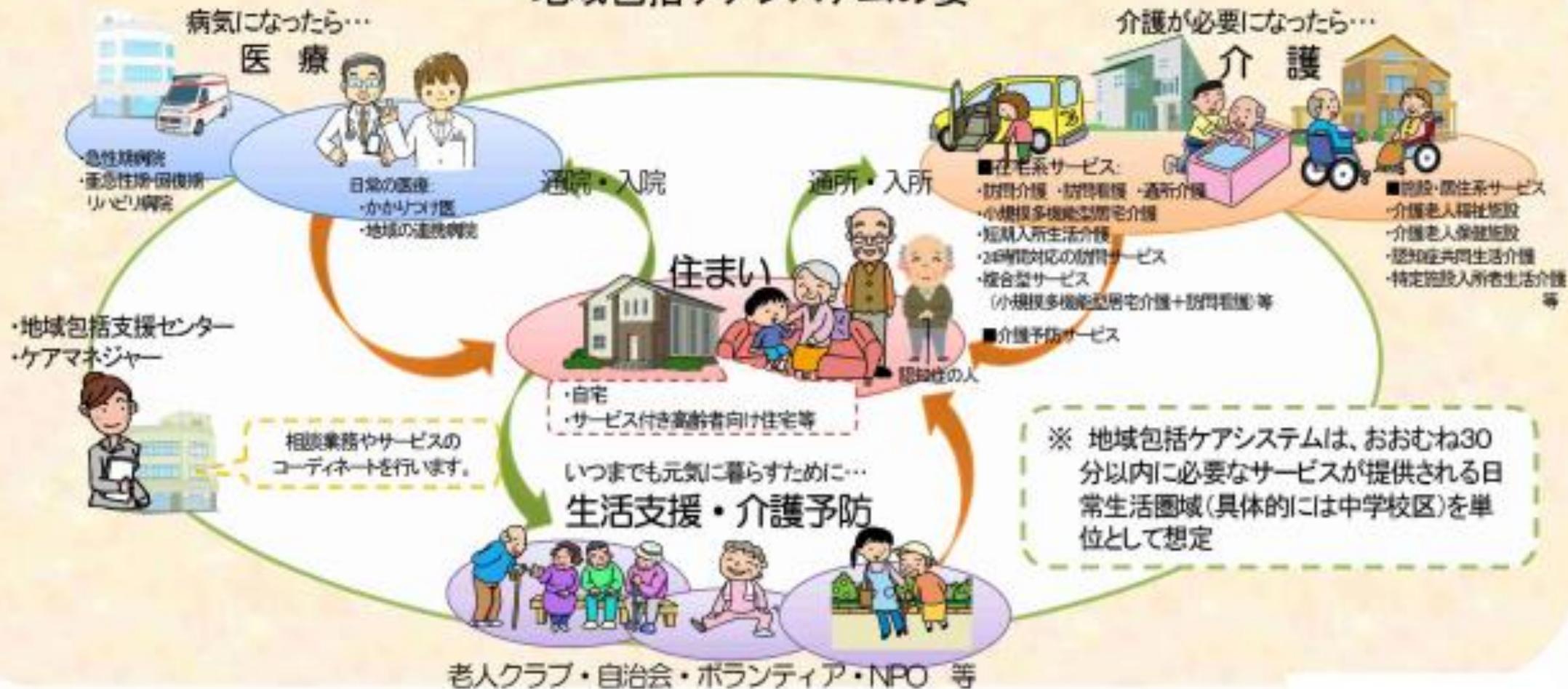
④自宅に戻れたが、生活するためにはサポートが必要・・・

⇒ 介護サービスの提供

(ケアマネ、居宅系サービス、通所系サービス)

すべての市民が心身ともに健やかで、自立した生活を送ることのできるまちづくりを目指します

地域包括ケアシステムの姿



【住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送るために】

- 今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援（配食・見守り等）を必要とする方の増加が見込まれる。
- そのためには、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが重要。
- 同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組も重要。

自立支援・生活支援に係る舞鶴市の施策・福祉サービス

民生児童委員	厚生労働大臣より委嘱されている。地域の身近な相談役として、行政、関係機関との連携、協力を行っている。
地域包括支援センター	市内に7か所設置。介護予防を通じた支え合いや見守り合える地域づくりに努めるほか、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、複雑化・複合化した問題も包括的に支援。
地域支えあいサポーター（社協）	地域で見守りが必要な人の孤立をなくすため、地域の見守りをしたり、声掛けをしたり、簡易な生活支援を行うボランティア。
生活支援コーディネーター	地域でサロンやグループなど多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、コーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行っているもの。
中丹ふるさとを守る絆ネット（見守り活動）	事業者が住民宅等を訪問した際に日常生活の異常を発見した場合、市等に通報。
敬老会補助	敬老会及び敬老事業を開催される地域に助成。
老人クラブ補助	老人クラブが実施する社会奉仕活動や健康づくり等に関する活動に補助。
地域づくりサロン活動推進事業費補助金	地域の集会所等において、レクリエーション等のサロン活動に取り組んでいるグループを支援。
サロンdeすといえち	運動指導員を派遣し、運動を行う住民主体による活動の場の普及を図っている。
軽度生活援助（除雪）	高齢者宅の雪かき支援。
安心生活支援システム	ひとり暮らし高齢者で、日常生活における不安の解消、緊急時の連絡手段の確保。
高齢者見守り型・生活支援サービス	家事援助。社会福祉法人、シルバー人材支援センターへ委託。
配食サービス	対象は、65歳以上の高齢者で食事の準備が困難で、安否確認が必要な人。
ゴミ出し支援	ゴミを集積場所まで排出することが困難な高齢者等を対象に収集運搬業者により戸別収集を実施。
日常生活自立支援事業（社協）	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある人を対象に福祉サービスの利用に関し相談、助言等を行う。
地域ケア会議	介護支援専門員や民生児童委員、自治会長、ボランティア、地域住民等、地域の多様な関係者が協働し、介護は必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に実施。
介護支援専門員（ケアマネ）	要介護、要支援者が心身の状況に応じて適切なサービス受けられるよう支援。
ヘルパー等	高齢者や障害のある人の移動・食事・排泄・入浴等の日常生活の援助等。